

## 倫理綱領

日本コラーヂュ療法学会(以下本会という)は、本会倫理規程第2条の規程に基づき、この倫理綱領を定める。

### 前文

19世紀から20世紀に誕生した科学としての心理学、とくに臨床心理学は、人類がこれまで取り組まなかった未知の心の領域を開拓し、人間観を大きく変えることにつながった。この取り組みは心の健康に寄与することとなり、本学会もこの流れの中で誕生し、更なる発展に貢献できるようにとの目的で設立された。

科学は信頼のうえに築かれている。科学者は自律的な規範を持ち、「責任ある研究行為」(誠実性、正確性、効率性、客観性)を行わなければならない。そのためには捏造、改ざん、剽窃などは禁止される。これらが守られなければ、科学そのものが成り立たない。

さらに、ひとを対象にする臨床心理学は、その尊厳にかかわる微妙な倫理課題といつも向き合っている。これを誤ると、専門職としての信頼が失墜する。とりわけ、支援を要する人の基本的人権の尊重が最重要であり、支援行為の際に、不必要な負担をかけず、副作用を最小限にし、十分な情報を説明した上での、同意を得る努力が支援者には必要である。

これらに基づく臨床実践と研究から得られた情報を他職種と連携し、社会へ還元する説明責任が支援者にはある。しかし同時に、「守秘義務の原則」があり、この「開示義務」と「守秘義務」の中で、自らの行為の正当な根拠をいつも認識し、説明できるようにしておく必要がある。このような倫理葛藤状況という困難の中で、本学会員は、相互に注意喚起し、社会的責任を果たすように、以下の倫理綱領の遵守を求められる。

### (責任)

- 第1条 日本コラーヂュ療法学会会員(以下「会員」という)は、自らのコラーヂュ療法及びこれと関連する諸技法の実践業務や研究が及ぼす結果に責任をもたなければならない。
- 2 会員は、その業務及び研究の遂行に際しては、常に支援を求めている人の利益及び人権を優先させなければならない。

### (技能の向上と自覚)

- 第2条 会員は、訓練と経験によつて的確と認められた技能を通じて、支援と介入を行うものである。
- 2 会員は、前項の支援と介入を行うために、常にその専門的知識と技術の研鑽に努めると共に、自らの能力と技術の限界について十分自覚しておかねばならない。

(人権の尊重及び支援を求めている人との関係)

第3条 会員は、支援を求めている人の人権に留意し、その人が最善の専門的支援を受けられるように、常に努力するべきである。

- 2 会員は、支援を求めている人及びその関係者との関係については、職業的関係の中に留め、多重関係にならないようにするべきである。
- 3 会員は、自らの専門的活動が持つ社会的責任が十分に反映されるように配慮するべきである。

(守秘義務)

第4条 会員は、支援を求めている人やその他の業務上に知り得た事項に関しては、守秘義務を第一とする。

(研究)

第5条 会員は、コラージュ療法を研究するに当たり、支援を求め人及びその関係者の不利益をもたらすことを行ってはいけない。

- 2 会員は、自らの研究活動を行うにあたり、誠実かつ公正な態度で社会的規範に適切に従い、研究対象者に対して、原則としてその目的を告げて、同意を得た上で行わなければならない。
- 3 会員は、その研究の過程において、研究データの記録、とりわけコラージュ表現をはじめとするアート作品の保持には厳正に取り扱い、捏造、改ざん、盗用、二重投稿などの不正を行ってはならない。

(公開)

第6条 会員は、一般の人々に対して、自らの実践・研究活動を公開する義務があり、その場合には、内容に過度な誇張や不公正がないように注意を払い、その社会的影響について配慮しなければならない。

(倫理の遵守)

第7条 会員は、この倫理綱領を十分に理解し、これに違反することがないようにしなければならない。

- 2 会員が著しく倫理綱領違反を行った場合は、倫理委員会の調査を受ける場合がある

(改廃の手続き)。

第8条 本綱領の改廃は、倫理委員会の審議を経て、本学会理事会において理事の3分の2以上の議決による承認を得た後、総会において承認を受ける。

附則

本倫理綱領は、令和3年12月5日より施行する。